消防計画書

**第１ 目的及び適用範囲等**

１ 目的

この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　　　　　　　（会社・事業所名等）における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震等の災害を予防し、人命の安全確保及び被害の防止を図ることを目的とする。

２ 適用範囲

この計画は、　　　　　　　　　　　　　　　　（会社・事業所名等）に勤務し又は出入し、居住するすべての者に適用する。

**第２ 管理権原者及び防火管理者の業務と権限**

１ 管理権原者

(1) 管理権原者は、　　　　　　　　　　　　　　（役職名又は氏名）とする。

(2) 管理権原者は、 　　　　　　　　　　　　　　　　（会社・事業所名等）の防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。

(3) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

(4) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

(5) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

２ 防火管理者の権限

防火管理者は、　　　　　　　　　　　　　　（役職名又は氏名）とし、次の各号に定める一切の権限を有する。

(1) 自衛消防隊に関すること。

(2) 火元責任者に対する防火の指導に関すること。

(3) 防火対象物についての点検及び火災予防上の自主検査に関すること。

(4) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。

(5) 避難通路、避難口、排煙又は防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

(6) 防火壁、内装、その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

(7) 定員の遵守その他の収容人員の適正化に関すること。

(8) 火気使用場所等の指定又は制限に関すること。

(9) 増改築、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取り扱いの監督に関すること。

(10) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡、来客等のパニック防止、避難誘導等に関すること。

(11) 消火、通報及び避難等の訓練の実施に関すること。

(12) 防火上必要な教育に関すること。

(13) 防火管理について消防機関との連携に関すること。

３ 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行わなければならない。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 消火、通報、避難等の訓練の実施

(3) 建築物、火気使用設備器具の点検検査の実施及び監督

(4) 防火対象物の法定点検の実施及び立会い　　該当　・　非該当

(5) 消防用設備等の保守点検整備の実施及び監督

(6) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督

(7) 避難通路の確保の指導監督

(8) 収容人員の適正管理

(9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

**第３ 消防機関への報告等**

１ 消防機関への報告、届出等

管理権原者は、防火管理者と共に、次の事項について消防機関への報告、届出等を行うこと。

(1) 消防計画の届出及び変更

(2) 建築物及び各設備の設置又は変更に伴う法令に基づく各手続

(3) 防火対象物の定期点検結果報告　　該当　・　非該当

(4) 消防用設備等の点検結果報告

(5) 火災予防上必要な検査及び指導の要請

(6) 消防訓練実施計画及び結果報告

(7) 工事を行うときの事前連絡及び法令に基づく各手続

(8) その他法令に基づく報告及び防火管理上必要な事項

２ 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管すること。

**第４ 火災予防上の点検・検査**

１ 日常の火災予防

(1) 平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、一定の区域ごとに防火担当責任者・火元責任者を置くものとし、その編成及び任務は別表１のとおり定める。

(2) 消防用設備等及び建築物、火気使用設備及び器具、電気設備等についてそれぞれ点検検査班を編成し、適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとし、その編成及び任務は別表１のとおりとする。

２ 火気使用設備等の自主検査

(1) 火気使用設備等の自主検査は、別表２により定期的にこれを行う｡なお、平素においては、火元責任者が随時検査を行う｡

(2) 不備欠陥事項を発見した場合は、防火管理者に報告しなければならない｡

(3) 防火管理者は、各検査結果を防火対象物維持台帳に記録するとともに不備欠陥事項については、経営者等に報告し、必要な指示を受けその改善及び促進を図るものとする。

３ 消防用設備等の点検及び報告等

(1) 消防用設備等の点検は別表３により定期的にこれを行う。なお、防火管理者、火元責任者は、定期的に行う点検のほかに、作動点検、外観点検を随時行い消防用設備等の管理にあたるものとする。

(2) 点検の結果は、検査表に記録して防火管理者に報告すること。

(3) 防火管理者は、点検の結果を防火管理維持台帳に記録するとともに不備欠陥事項については、経営者等に報告し、改修計画をたて改修しなければならない。

(4) 防火管理者の確認を受けた消防用設備等の点検結果を消防長に（３年又は１年に１回）報告すること。

**第５ 厳守事項**

１ 火気等の使用制限等

防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

(1) 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定

(2) 火気及び火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

(3) 工事中の火気使用の制限及び立会い

(4) 火災警報発令時等における火気使用禁止又は制限

(5) 危険物，火薬類の持込の禁止又は制限

(6) その他火災予防上必要と認められる事項

２ 社員等の遵守事項

(1) 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

ア こんろ、ストーブ等は指定された場所以外では使用してはならない。

イ 火気使用設備器具の周囲を整理整頓するとともに、可燃物を接近させて使用しないこと｡

ウ 火気使用設備器具を使用する前後には必ず器具等を点検し、安全を確認すること｡

エ 喫煙は、指定された場所で行い、退社時には、灰皿、容器等は指定場所に集め完全に消火の確認をすること｡

(2) 避難施設及び防火施設の機能を有効に維持するため、次の事項を遵守しなければならない｡

ア 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設に避難の支障となる物品を置かないこと｡

イ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう、維持管理すること。

ウ 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとすること。

エ 防火戸及び防火シャッターは、随時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと｡

オ 防火戸及び防火シャッターに近接して延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

カ 屋内消火栓、消火器等の消防用設備等の周辺には、その使用の障害となる物品の集積、展示、装飾等をしないこと｡また、消火器はみだりに移動しないこと｡

(3) 放火防止のため、次の事項を遵守しなければならい。

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行うこと。

ウ 建物内外の整理整頓を行うこと。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行うこと。

オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行うこと。

３ 工事人等の遵守事項

工事等を行うものは、事前に作業・工事計画を防火管理者に届出て、火災予防上必要な指示を受け、次の事項を遵守しなければならない｡

(1) 工事責任者は、建築物等の工事を行う前に、工事人に対して火災予防上の教育を実施すること｡

(2) 溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は、火災予防上必要な措置をし、消火器等を配置してから行うこと｡

(3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと｡

(4) 危険物類の持込又は使用する場合は、その危険性に応じた安全を配慮すること｡

(5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと｡

(6) 工事用シートは、防炎処理を施したものを使用すること｡

**第６ 自衛消防隊**

１ 自衛消防隊の編成及び任務分担

(1) 自衛消防隊は、経営者等を自衛消防隊長（以下「隊長」という。）として、自衛消防隊を設置し、その編成及び任務は、別表４のとおりとする。

(2) 隊長は、火災が発生したならば、自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を設置するとともに、指揮・命令を行うとともに各消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防隊活動ができるように努めなければならない。

(3) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

２ 防火管理業務の委託　　該当　・　非該当

防火管理業務の一部を委託する場合は、受託者の氏名と住所，受託者の行う防火管理業務の範囲及び受託者の行う防火管理業務の方法は別表５のとおりである。

**第７ 休日、夜間の防火管理体制**

（緊急連絡先）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

１ 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

　全員が協力して、　　　　　　　　　　　　　　　　　（消火設備）を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

　工事、点検等のため入館者がある場合は、　　　　　　　　　　　　　　　　　（警報設備）を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

２ 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は　　　　　　　　　　　　　　　（警備会社等）からの通報により、火災発生時の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

**第８ 地震対策**

１ 日常の地震対策

地震時の災害の発生を予防するため、各点検検査班及び火元責任者は、別表１に基づく各種施設・器具等の点検検査に合わせて次の措置を行うものとする。

(1) 建築物その他の工作物（工事中のものを含む）及び事業所内に陳列、設置する物件の倒壊、転倒、落下等危険の防止

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止並びに自動消火装置及び燃料等の自動停止装置についての機能点検

(3) 危険物類の転倒、落下、漏洩等による出火防止の措置

(4) 建物内外の避難通路及び避難口の確保

(5) 地震時の非常用物品の確保及び定期点検

２ 大規模災害時の活動

大規模災害時には会社の安全を確認後、自主的に自衛消防隊が会社周辺地域の被害の軽減を図るため、資機材等を活用して消火、救急、救助の活動を行うものとする。

３ 避難

避難場所は、　　　　　　　　　　　（一時避難場所）及び　　　　　　　　　　　　（広域避難場

所とする。

**第９ 防火教育等**

防火管理者は、次の防火教育を行うものとする。

(1) 消防計画の周知徹底

(2) 火災予防の遵守事項

(3) 防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底

(4) 来客に対する人命安全に関する基本的事項

(5) 震災対策に関する事項

(6) その他火災予防上必要な事項

**第１０ 訓練**

防火管理者は、次の区分により各訓練を実施しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施月 |
| 総合訓練 | 会社員を対象に消火・通報・及び避難誘導並びに避難等を連携して行う。 | 月 |
| 部分訓練 | 火災を想定し、個別に任務や行動を確認するため実施する。 | 通報訓練消火訓練避難訓練 | 月月月 |

(1) 防火管理者は、訓練を実施しようとするときは、あらかじめその旨を消防機関へ届出なければならない。

(2) 防火管理者は、訓練終了後その結果について検討し、以後の訓練に反映させるとともに、その旨を消防機関へ届出なければならない。

附 則

この計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

別 表 １**日常の火災予防担当者と任務**

防火担当責任者 　　　　　担当区域

氏名

火元責任者 　　　　　　　　　　　　の防火管理にあたる

氏名

火元責任者 　　　　　　　　　　　　の防火管理にあたる

氏名

火元責任者 　　　　　　　　　　　　の防火管理にあたる

氏名

火元責任者 　　　　　　　　　　　　の防火管理にあたる

氏名

**防 火 管 理 者** 　　　　　　　　　 建物等の検査担当者 　　　氏名

氏名　　　　　　　　 　　　　　　 防火戸・防火シャッター・排煙口等の点検検査にあたる

火気使用設備の検査担当者 氏名

調理器具・暖房用器具・燃料置場・喫煙所等の点検検査

にあたる

電気設備の検査担当者 　　氏名

電気設備の点検検査にあたる

消防用設備等の検査担当者 氏名

消火設備・警報設備・避難設備の点検検査にあたる

危険物の検査担当者 　　　氏名

危険物施設・危険物等の安全管理及び点検検査にあたる

（付記） 各職場の規模，防火管理業務を分担できる人の数等を考慮して，その実情にあった

組織とするよう上記の表を適宜変更して組織を定める。

|  |
| --- |
| 担 当 者 の 任 務 |
| 防火管理者 | ・ 当該施設の防火管理業務の総括責任者。・ 防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別 表 ２ - ① | 　　　 自主検査チェック表（日常）　　　　　　月 |  |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |  |
| 日 | 曜　　日 | 実　施　項　目 |
| 防火戸等の閉鎖障害 | 避難通路等の物品存置 | 電気器具の配線老化・損傷 | ガス器具のホースの老化・損傷 | 火気設備器具の異常の有無 | 倉庫等の施錠確認 | 終業時の火気の確認 | 点検者 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例)　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修 | 防火管理者 |
|  |

|  |
| --- |
| 別 表 ２ - ②　　　　　　　　　自主検査チェック表（定期）　　　　　　月 |
| 実　施項　目 | 確　認　箇　所 | 検査結果 |
| 建 物 構 造 | 壁・床・柱に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| 外壁のタイル等に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| 防 火 設 備 | 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 |  |
| 防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| 避 難 施 設 | 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 |  |
| 扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| 火気設備器具 | 可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 |  |
| 火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電 気 設 備 | 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| 変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| 危 険 物 施 設 | 標識は掲げられているか。 |  |
| 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| 整理清掃状況は適正か。 |  |
| 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| (備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例)　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修 | 防火管理者 |
|  |

|  |
| --- |
| 別表３　　　　　 消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表 |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 　消火器（　　年　月　日実施） | (1)　設置場所に置いてあるか。(2)　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。(3)　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。(4)　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。(5)　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 　屋内消火栓設備　泡消火設備（移動式）（　　年　月　日実施） | (1)　使用上の障害となる物品はないか。(2)　消火栓扉は確実に開閉できるか。(3)　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。(4)　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 　スプリンクラー設備（　　年　月　日実施） | (1)　散水の障害はないか。（例．物品の集積など）(2)　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。(3)　送水口の変形及び操作障害はないか。(4)　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。(5)　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 　水噴霧消火設備（　　年　月　日実施） | (1)　散水の障害はないか。（例．物品の集積など）(2)　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。(3)　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 　泡消火設備（固定式）（　　年　月　日実施） | (1)　泡の分布を妨げるものがないか。(2)　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。(3)　泡のヘッドにつまり、変形はないか。 |  |
| 　不活性ガス消火設備　ハロゲン化物消火設備　粉末消火設備（　　年　月　日実施） | (1)　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置）(2)　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。(3)　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。(4)　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 　屋外消火栓設備（　　年　月　日実施） | (1)　使用上の障害となる物品はないか。(2)　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。(3)　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 　動力消防ポンプ設備（　　年　月　日実施） | (1)　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。(2)　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。(3)　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 　自動火災報知設備（　　年　月　日実施） | (1)　表示灯は点灯しているか。(2)　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。(3)　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。(4)　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| 　ガス漏れ火災警報設備（　　年　月　日実施） | (1)　表示灯は点灯しているか。(2)　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。(3)　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による末警戒部分がないか。(4)　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| 　漏電火災警報器（　　年　月　日実施） | (1)　電源表示灯は点灯しているか。(2)　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。 |  |
| 　非常ベル（　　年　月　日実施） | (1)　表示灯は点灯しているか。(2)　操作上障害となる物がないか。(3)　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 　放送設備（　　年　月　日実施） | (1)　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。(2)　試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。 |  |
| 　避難器具（　　年　月　日実施） | (1)　避難に際し、容易に接近できるか。(2)　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。(3)　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。(4)　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。(5)　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 　誘導灯（　　年　月　日実施） | (1)　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。(2)　誘導灯の周囲には､間仕切り､衝立､ロッカー等があって､視認障害となっていないか。(3)　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。(4)　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 　消防用水（　　年　月　日実施） | (1)　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。(2)　道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。(3)　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 　連結散水設備（　　年　月　日実施） | (1)　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。(2)　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。(3)　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。(4)　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 　連結送水管（　　年　月　日実施） | (1)　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。(2)　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。(3)　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。(4)　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。(5)　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 検査実施者氏名 | 　　　　　　　　　　 | 防火管理者確認 |  |

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。（凡例）○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修

別 表 ４ 　**自衛消防隊の編成と任務**

指 揮 班 自衛消防隊長の補佐

班長　　　　　　　　　自衛消防本部の設置

班員　　　　　　　　　各班及び地区隊への命令の伝

班員　　　　　　　　　達並びに情報収集

消防隊への活動上必要な情報

の提供等

＜本 部 隊＞　　 通 報 連 絡 班 　　　 被害状況の把握・情報収集及

班長　　　　　　　　 び伝達

班員　　　　　　　　 消防機関への通報

消 火 班 　　　　　　 出火場所へ直行し，消火器・

自 衛 消 防 隊 長　　　　　　　　　　　 　　班長　　　　　　　　 屋内消火栓等を活用しての消

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　班員　　　　　　　　 火活動

避 難 誘 導 班 　　　 出火時における避難者の誘導

班長　　　　　　　　 負傷者及び逃げ遅れ者の確認

班員　　　　　　　　 避難通路の確保

安 全 防 護 班 　　　 防火戸等の操作

班長　　　　　　　　 電気・ガス等の安全措置

班員　　　　　　　　 危険物施設等の応急防護措置

応 急 救 護 班 　　　 応急救護所の設置

班長　　　　　　　　 負傷者の応急処置

班員　　　　　　　　 救急隊との連携・情報提供

通 報 連 絡 班

＜地 区 隊＞ 班長　　　　　　　　 班員

地区隊長 　　　　　 消 火 班

班長　　　　　　　　 班員

避 難 誘 導 班

班長　　　　　　　　 班員

安 全 防 護 班

班長　　　　　　　　 班員

応 急 救 護 班

班長　　　　　　　　 班員

別 表 ５**防火管理業務の委託状況**

〈　　　　　　　　　　　　　　方式〉

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者の氏名及び住所法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏 名 （ 名称）住 所 （ 所在地）Ｔ Ｅ Ｌ |
| 担当事務所Ｔ Ｅ Ｌ |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲 |  |
| 受託者の行う防火管理業務の方法 |  |